

## 呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼、知県事に及ぶ

畑地, 正憲  
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24497>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 1, pp.73-99, 1973-07-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知県事に及ぶ

畑地正憲

## はじめに

五代南唐と宋代との州県制をみると、制置使を長官とする南唐の県（これを制置使の県と称す）と軍使が知県事を兼職する宋の県（これを軍使兼知県事の県と称す）とがある。この両者には連続的つながりはなく、むしろ前者は北宋初に廃止されるものである。ただ両者は、輿地紀勝卷二四・広徳軍広徳県の沿革の条に

則是五代南唐雖為広徳制置。而尚隸宣州。如今之軍使也。

とあつて、類似した形態の行政機関として対比されている。この両者はそれぞれの時代においてのみみられるものである。この両者のようにその時代特有のものを考察することは、その時代の政治・社会を考える上で見過ごすことができない。本稿では、南唐の中央集権との関連で制置使の県を位置づけ、宋代の治安・辺防との関わりで軍使兼知県事の県を考察する。大方の御叱正を戴ければ幸甚に思う。

## 一、呉・南唐の制置使の県

本節においては、唐代に創置された制置使の沿革、制置使の県の軍事・行政における位置づけ等の観点より論考する。

呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知県事に及ぶ

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

## (1) 制置使の沿革

制置使は、唐の宣宗の大中五年（八四七）に創置されている。即ち唐会要卷七八・都統の条に

大中五年五月。以特進守司空兼門下侍郎平章事白敏中。充邠寧節度使招討南山平夏党項兵馬都統処置等使。

とある白敏中が任ぜられた「招討南山平夏党項兵馬都統処置等使」について、文献通考卷六二・制置使の条に

唐宣宗大中五年。以白敏中充招討党項行營都統制置等使。制置使之名始此。宋朝不常置。掌經畫邊鄙軍旅之事。

とあり、資治通鑑卷二四九・唐大中五年三月の条に

以白敏中為司空同平章事。充招討党項行營都統制置使。（職源日制置使始此）。

とあるように、制置使の職名は白敏中に始まつている。唐代の制置使は常任のものではなく、行軍の長官に与えられた使職である。白敏中が招討党項行營都統制置等使に任用されるとともに邠寧節度使であつたことは、邠・寧・慶等州を中心として、オルドス一帯に蟠居していたタングートを招討・統治する目的に発していた。制置使は、五代においても屢屢見出せる。逐一列挙することは煩瑣となるので、二・三例のみで代表させる。五代会要卷四二・親王遙領節度使・後唐清泰元年六月の条に

以皇子重美遙領成德軍節度・鎮翼深趙等州觀察処置・北面水陸輾運制置等使。

とあり、旧五代史卷九〇・晋書・張範伝に、海州の大賈出身で後唐の莊宗によつて長直軍校に登用された兄張筠のことを記して

自衛内指揮使。授檢校司空・右千牛衛將軍同正。領饒州刺史・西京管内三白渠營田制置使。

とあり、同書卷九九・漢書・天福十二年夏四月丁卯の条に

以河東都巡館駅・沿河巡檢使闔進進為嵐州刺史。領朔州節度使。充嵐憲二州義軍都制置。

とある。以上にみられるように、唐・五代の制置使は、沿辺地帯の防備・蕃族の統治に当るものや、輾運・堯運・塩鉄・管

田等の重任に当るもの等の中央直結の使職であつた。当時「制置」の用法には、特定の任務を遂行させるという意味がある。即ち旧五代史卷七四・竇廷琬伝によると

世為青州牙將。梁祖擢真左右。同光初。為復州遊蠶使。姦盜屏跡。歷貝州刺史。未幾。請制置慶州塩池。逐年出絹十萬疋。米十萬斛。遂以廷琬為慶州防禦使。俾制置之。

とあり、制置とは慶州塩池のことを掌握させることを意味し、同書卷一一二・周本紀・広順三年春正月丙辰の条に

以武平節度使留後・檢校太尉劉言為檢校太師・同平章事・行朗州大都督。充武平軍節度。兼三司水陸轉運等使。制置武安・靜江等軍事。

とあり、武安・靜江等の軍事を掌握させることを意味している。このような特定任務を与えられて派遣されたのが制置使であつた。そしてこの制置使は宋代に繼承された。前に引用した文献通考や、宋史卷一六七・職官志に

制置使不常置。掌經畫辺鄙軍旅之事。

とあり、主に沿辺の軍事を掌る武職として必要に応じて任用された。特に南宋初期（建炎・紹興年間）には、制置使が増置され、諸州の兵馬・屯防・扞禦等を掌り、多く安撫大使が兼職した。

## (2) 吳・南唐の制置使

唐に創置された制置使は、唐末・五代の吳・南唐朝においてもみられる。まず吳朝における制置使について考察する。

九國志卷一・吳・秦裴伝に

(天祐三年)。授洪州制置使。

とあり、秦裴は天祐三年（九〇六）に洪州制置使となつている。資治通鑑卷二六六・後梁紀・開平元年（九〇七）春正月辛巳の条によると、洪州制置使秦裴の配下には、指揮使朱思勅・范思從・陳璠にそれぞれ率いられた吳の屯駐禁軍三千人がいた。即ち制置使秦裴は、吳の屯駐禁軍を掌握して洪州の確保・経営の任に當つていたものと思われる。吳朝は、その政治権

吳・南唐の制置使論して宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ。

力を江淮地方に浸透させ、支配体制を確立するため、制置使を効果的に用いた。欽定全唐文卷八七一・劉津伝・「婺源諸県都制置新城記」の一節に

太和中。以婺源・浮梁・祁門・德興四県。茶貨実多。兵甲且衆。甚殷戸口。素是輿区。其次樂平・千越。悉出厥利。総而斃權。少助時用。於時轄此一方隸彼四区。乃升婺源為都制置。兵刑課稅。屬而理之。

とあり、婺源都制置使の成立過程を記している。この史料は、都制置使であつた劉津が、南唐初の昇元二年（九三八）十月五日に婺源県城が新築完成した際にこの地方の沿革を記したものである。即ち吳の太和中（九二九―九三四）、婺源・浮梁・祁門・德興等四県の地は、茶の生産が活発化し、戸口が増大し、軍兵の屯駐もさかんであつた。この地の茶を専売して屯兵等の軍費に充てるため、婺源県に都制置使を派遣し、四県の軍事・刑法・課税等の権限を掌握させた。淳熙二年（一一七五）に羅願（一一三六―一一八四）が撰した新安志卷五・婺源沿革の条に

中和二年。弦高鎮將汪武率百姓。於濠灘立營。決遣鎮事。天復元年。就立婺源都鎮。天祐三年。武死。以朱環為新県制置。巡轄婺源・浮梁・德興・祁門四県。改旧県為清化鎮。吳・南唐因之。

とあり、同書卷五・鎮寨の条に  
天祐中。刺史陶雅遣朱環為県制置。時有衝山管左右威武兩指揮。

とあり、同書卷五・賢宰の条にも

天祐三年二月。武死。雅使衝内指揮朱環代之。因制置巡劄四県。後劉津為都制置使。

とあり、また清の道光六年（一八二六）修編の婺源県志卷二・沿革の条にも同内容の記載がある。即ち婺源県に制置使が派遣されたのは、天祐三年（九〇六）の朱環を初見とする。朱環は、吳王楊行密の腹心の將陶雅（江南都招討歙婺衢睦四州都団練觀察処置等使）の配下の衝内指揮より婺源制置使に任命され、四県を巡轄して辺防の任を果していたものであろう。次いで徐温の子知詰が吳王溥（四代目睿帝）を輔弼していた太和中に、劉津が都制置使に任用され、婺源・浮梁・祁門・德興等四県がその管域となり、軍事のみならず警察・課税等の権限を掌握したと考えて大過ないであろう。ここで留意すべきこ

とは、婺源都制置使管下の四県が同一州内の県ではないということである。婺源・祁門二県は歙州の属県であり、浮梁・徳興二県は饒州の管轄であつた。このように二州にまたがる四県を州県制の行政体系の枠組をこえて都制置使に統属させている。また茶が栽培され、これを専売して軍費等の財源に当てている。清代に至つても婺源の地は、山地が多く、谷水を引くことも困難で天水にたより、狭い耕地では牛耕もままならず、その收穫は必要量を半分も充たすことができない状態であつた<sup>(1)</sup>。新安志卷五・水源の条によると、宋代の頃、谷水流域に狭小な灌田が拓かれており、農耕には困難な自然条件であつた。従つて茶の商品価値が増大していた唐・五代において、茶の栽培は婺源等四県の産業として重要であり、左右威武両指揮の屯戍を維持するうえで、この茶を掌握することが経済的に必須であつたであろう。婺源県志の南唐昇元二年（九三八）の条に

以劉津為都制置使。巡轄婺源・浮梁・徳興・祁門四県。築新城於西湖。時津領閩西卒千五百人來鎮。荒殘之余。召募流徒。与其衆櫛耕。分諸校置管。屯田五溪。曰武溪香田・思溪大田・激溪車田・浮溪言田・古溪豊田。他如楊田・梅田・長田・羅田・沖田・仰田。凡田名者皆屯田之処。當時宇宙分裂。閩西之卒。既不得歸。久留耕戍。許以見耕為永業。毋分兵民。

とあり、南唐の昇元二年、劉津は閩西の卒千五百人を率いて婺源都制置使に赴任し、戦乱で荒廢した婺源等四県の地で屯田を行なつてゐる。この閩西の卒千五百人は、屯田兵としてこの地に永住することとなつた。なお、屯田に溪名を付しているのは、屯田の立地が溪谷によつていたことを示すものであろう。婺源には屯田兵とは別に、南唐の屯戍兵がいた。徐公文集卷二に「送元帥書記高郎中。出為婺源建威軍使」とあり、建威軍使となつた高越<sup>(2)</sup>がいた。また稽神録卷二・婺源軍人妻の条<sup>(3)</sup>にも建威軍使汪延昌のことがみえる。婺源一帯は、呉越國との国境に位置し、それ故南唐朝は屯戍兵や屯田兵を配置して、呉越國が中原王朝と呼応して侵寇しようとする抑えとしたものであつた。

次に呉朝は、西南方面へその勢力伸張を計るとき、彭蠡湖に注入する贛水とその支流の水運を活用した。河川の漕運は、大量の兵員・武器・糧草等の輸送に最適であつた。その漕運の機能を十分に活用するには、州域に係わらず沿河の県の連絡

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知事に及ぶ

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ。

を緊密にしなければならなかつた。即ち清の同治九年（一八七〇）修編の清江県志卷一・沿革・唐天祐七年の条に

淮南楊隆演建国曰吳。置都制置使於新淦。并以新喻・吉陽・豊城隸之。

とあり、吉州新淦県に都制置使を派遣し、贛水とその支流の渝水との水運確立に重要な吉州新淦・吉陽両県、袁州新喻県、洪州豊城県等四県を統属させている。この地域は軍事・交通の要衝であつた。輿地紀勝卷三四・臨江軍の条によると、宋の淳化三年（九九二）に同下州の軍がおかれた清江県（贛水と渝水の合流地）のことを記して

蕭灘之西。当南粵虔吉袁洪四会之衝。合袁吉端三邑以為郡。舟車輻湊。又有庾廩兵戈之積。大江清流以名県。新淦為都制置使治所。

とあり、舟車輻湊し、糧兵を蓄積している交通・軍事の要衝であり、従つてこの地を強力に掌握することは、吳・南唐の国土防衛と領土拡大とにとって必須であつた。事実、新淦都制置使が派遣されたのは、吳朝が贛州を経略するためであつた。即ち資治通鑑卷二六七・後梁・開平四年十二月丙寅の条に

吳淮南節度判官嚴可求請。置制置使於新淦県。遣兵戍之。以凶虔州。每更代。輒潛益其兵。虔人不之覺也。

とあり、輿地紀勝卷三四・臨江軍の条に所載の臨江志にも

楊行密得吉州。欲圖贛。用嚴可求之策。以新淦為都制置使治所。置戍兵。城而守之。國朝樊知古奏。廢制置使。

とあるように、吳朝は都制置使配下の戍兵を漸次増強して贛州経略を実現し、贛水の水運を確保することができた。

吳朝は、北方の中原王朝との国境である淮南地方にも制置使を派遣した。即ち太平寰宇記卷一三〇・泰州の条に

本揚州海陵県。偽吳乾貞中。立為制置院。偽唐昇元元年。升為泰州。仍析海陵南五郷為泰興県。割楚州之塩城県。改招遠場為県。

とあり、南唐の初め泰州の治所の海陵県は、吳朝の乾貞中（九二七―九二八）に制置使が派遣されていた<sup>(4)</sup>。海陵県の地は中原王朝との攻防の地であるとともに、海陵倉があり、また重要な産塩地であつた<sup>(5)</sup>。

以上のように、吳朝は制置使を派遣することによって、交通・軍事・経済等の要衝の地を直接掌握した。吳の制置使は、

軍兵を率いて、一州域または数州にまたがる数県、或は一県のみを強力に統轄して、呉朝の边防・統治に重要な役割を果たしていた。この制置使のうちで、南唐朝に及んで盛んにみられるのは、海陵制置使のように一県のみを統轄するものであった。さて南唐朝における制置使は、一県のみを統轄するものであり、その例は表(一)に掲げるように、呉朝以来の婺源・新淦両都制置使と南唐朝が新置した七制置使との合計九例を検出しうる。本表が南唐朝の制置使のすべてを網羅しているとは断言できず、筆者の検出もれのものもあるかもしれないが、その大体の状況乃至傾向を窺う資料としては十分役立つものと確信する。

表(一) 制置使の県

南 唐			吳			王朝
広徳	静海	天長	海陵	新淦	婺源	県名
宣州	揚州	揚州	揚州	吉州	歙州	属州
保大八	保大元 保大一四	昇元元 昇元六	乾貞中	天祐七	天復元	成立年
九五〇	九四三 九五六	九三七 九四二	九二七 九二八	九一〇	九〇一	西曆
	姚彦洪	耿謙	褚仁規		汪環武 劉津	使職統 任者名
軍	州治	軍↓県	州治	県↓軍	県	北宋初
太平寰宇記一〇三・広徳軍・輿地紀勝二四・広徳軍。広徳州志一・沿革。	太平寰宇記一三〇・通州。輿地紀勝四一・通州。資治通鑑二九二・顯徳三年二月癸巳。	欽定全唐文八八二・徐鉉・送武進翼明府之官序。陸氏南唐書一・昇元六年閏正月。旧五代史一一六・顯徳三年二月辛卯。	太平寰宇記一三〇・泰州。馬氏南唐書一九・褚仁規伝。十国春秋一一・地理表上。	輿地紀勝三四・臨江軍。清江県志一・沿革。	欽定全唐文八七一・劉津伝。婺源県志一・沿革。	出典

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知県事に及ぶ

呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

唐		南	
永興	永新	高安	
鄂州	吉州	洪州	
開宝七	開宝八	保大元	保大元
九七四	九七八	九五二	九四三
	李元清	陳承昭	
劉茂忠			
泉	泉	泉	州治
江南野史一〇・劉茂忠伝。	太平寰宇記補闕・興國軍。 馬氏南唐書五・開宝七年九月。馬氏南唐書二二・劉茂忠伝。	陸氏南唐書一二・李元清伝。馬氏南唐書二二・李元清伝。	稽神祿三・劉隴伝。宋史二六一・陳承昭伝。

まず、呉朝以来の南都制置使の南唐朝における変遷を考察する。新淦都制置使は、呉朝が贛州の経略に必須な贛水の漕運確立のため置かれた。南唐の昇元二年（九三八）には、贛水と喻水との合流地の洪州蕭灘鎮を以て清江県が新置されて直隸県となった。次いで保大十年（九五二）には、洪州の高安・上高・萬載三県と清江県とを以て筠州が新置された<sup>(6)</sup>。また輿地紀勝卷三四・臨江軍に所載の臨江志によると、北宋は新淦県を取得してのち、樊知古の奏請に基づいて制置使の県を廃止し、淳化三年（九九二）に転運使張鑑の奏請によつて筠州清江・吉州新淦・袁州新喻等三県を以て同下州の臨江軍が創置された。以上のことより考えると、新淦都制置使は南唐時代に新淦一県を統轄する制置使となつたものであろう。婺源の場合新安志卷五・婺源沿革の条に「呉・南唐因之。国朝不領三県」とあり、同書卷五・鎮寨の条に「国家承平。泉治不置兵。今有中平巡檢」とあること等によると、南唐初期に劉津が都制置使に任用されたのち、都制置使の派遣や廃止を見出し得ないが、この地が呉越国との国境であるという軍事的重要性は変わっていないことも考え併せると、新淦県と同様に南唐一代を通じて制置使が派遣されていたと考えられる。

次に南唐朝が新置した表(一)の七制置使によると、次の四点を特徴としてあげることができる。第一に、制置使は一県のみに

を統轄するものである。第二に、制置使の県は、州治がおかれた郭下県でなく、いずれも巡属県である。第三に、南唐朝の国境に位置する。第四に、地域に分けると、淮南の静海・天長兩制置使、呉越との国境の広徳制置使、彭蠡湖・蕪水以西の永興・高安・萍郷・永新等四制置使の県と大別できる。以下地域別に考察する。

静海都鎮制置使は、泰州海陵県東境の狼山鎮の静海都鎮遏使を制置使に升したものである。その管下には、狼山・豊楽・崇明・大安（通州に升る時海門県を置く）等四鎮の海州地帯を含む地域を統属しており、また重要な産塩地であるとともに海上交通の要衝でもあつた<sup>(7)</sup>。五代における南唐の鎮は、県と対等であつた中原王朝の鎮とは異なり、県に統属されるものであつた<sup>(8)</sup>。静海都鎮制置使の管城は四鎮の地であつたが、実際は静海・海門二県を新置できる地域であり、他の制置使の県と相等的いものであつた。顯徳五年（九五八）、淮南の地を征略した後周は、この地を以て静海軍とし、ついで通州に升して南唐攻略の前進基地とした。揚州天長県は、軍事的要衝であることを以て制置使が派遣され、昇元六年（九四二）正月には建武軍（天長軍）に升つた<sup>(9)</sup>。保大十三年（九五五）頃より後周の南侵が活発化すると、南唐は天長・六合兩県を以て雄州を新置し、建武軍使易文贄を刺史に任じ、天長県には制置使耿謙を派遣した。天長制置使耿謙は、保大十四年二月、後周に降り、糧草二千余萬が後周へ歸した。交泰元年（九五八）正月、後周が海州・静海都鎮制置・楚州と相次いで討征した際、雄州刺史易文贄も後周の軍門に下つた。雄州を得た後周は、この地を天長軍に降し、軍使に県事を領せしめた<sup>(10)</sup>。以上のように、静海都鎮制置使の管城は産塩地であるとともに海上交通の要衝であり、天長制置使の地は淮南における軍事的要衝であつた。

呉越との国境に位置した広徳制置使は、保大八年（九五〇）に宜州広徳県を以て成立し、北宋が南唐を統合するまで存続した。此処の土産は、茶・紬・絹・綿・布等であり<sup>(11)</sup>、また豊饒の地でもあつた<sup>(12)</sup>。即ち広徳制置の地は、婺源制置の地と相類しの立地条件であつた。

彭蠡湖・蕪水以西の四制置使の県についてみる。南唐の元帝に任えて保義軍節度使となつた陳承昭は高安制置使を経歴しており、高安県に制置使が派遣されていたことは間違いない。高安県の地は、前述のように保大十年（九五二）に筠州を新

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

置したとき州治となった。従つて高安制置使が派遣されたのは、保大十年以前のことであつた。即ち贛水流域からその内地へと南唐の領土経営が拡大する過程で制置使が派遣されたものと考えられる。永興・萍郷・永新三制置使は、南唐が北宋の正朔を奉じ、藩臣の礼を修めていた開宝年間（九六八―九七五）に派遣されたものである。当時北宋は、荆南・蜀・南漢と相次いで平定した。従つて三制置使の梟は北宋との国境であり、その防禦体制を強化しなくてはならなかつた。事実、馬氏南唐書卷二二・李元清伝に

開宝中。以吉州永新与潭衡接壤。因改永新為制置。以元清充使。

とあり、江南野史卷一〇・劉茂忠伝に

復召入。授袁州萍郷制置使。委以捍湘潭之境。既至撫緝。士庶明法。騎歩精練。

とあるように、北宋に対する国境防衛の強化のため、一梟のみに制置使を派遣したことを史料によつて確かめる。

### (3) 南唐における制置使の意義

ここでは南唐における制置使の職掌と統属とを論じ、制置使の梟の政治的意義を考察する。

制置使の職掌の第一は軍事であつた。制置使は、国境地帯の軍事・交通・経済等の要衝に当る梟を抑えており、その配下に屯戍の軍兵を率いて参戦した。例えば、顕徳三年（九五六）二月に後周軍が淮南へ進寇したとき、静海制置使姚彦洪は兵民萬余を帥いて呉越へのがれ<sup>(13)</sup>、同年、天長制置使耿謙は軍兵を率いて後周へ降つた。また萍郷制置使劉茂忠も北宋との戦いに活躍していた<sup>(14)</sup>。南唐における制置使が一梟のみを統轄したことは、軍事のみならず民政・財政等の権限をもその職掌としていた。呉朝のとき、婺源都制置使は、婺源・浮梁・祁門・徳興等四梟の「兵刑課税」の権限を掌握しており、また泰州に升つた海陵制置使褚仁親も海陵軍事を兼ねていた<sup>(15)</sup>。南唐の場合、馬氏南唐書卷二二・李元清伝に

先是。夏賦準貢見緒。民苦之。元清奏請。納帛一疋折錢一千。以為定制。常以便宜科率。民無怨望。総諸科物十余萬。數漕運入金陵。以濟國用。

とあり、江南野史卷一〇・劉茂忠伝にも

授袁州萍鄉制置使。委以捍湘潭之境。既至撫綽。士庶明法。騎步精練。

とあること等によつて、制置使が一県の財民をも掌握していたことを確めうる。しかも注目すべきことは、制置使が集めた税物を中央の府庫へ直接送付していることである。

次に南唐の制置使となつた人物の経歴をみる。高安置置使陳承昭は、前歴は不明であるが、保大中に保義軍節度使となつた<sup>(16)</sup>。萍鄉制置使劉茂忠は、諸色捕捉軍頭・吉州兵馬監押から制置使となり、次いで袁州刺史に任ぜられた<sup>(17)</sup>。永新制置使李元清は、探事より制置使となつた<sup>(18)</sup>。静海都鎮制置使姚彥洪は、祖父以来世襲の静海都鎮使より起用され、海洲地帯という地理に通曉してゐた<sup>(19)</sup>。また姚景は、南唐の烈宗の下で親兵將校をつとめ、制置使を経て刺史となり、清淮軍節度使に昇進した<sup>(20)</sup>。南唐における制置使就任者のすべてを検出し、その経歴を詳細にみることは困難であるが、以上の諸例によつてその大要をまとめると、制置使就任者は、皇帝の信任厚い者や地域の場合に通じた者が多く、制置使より刺史・節度使へ昇進した。

ところで制置使の県は、州県制からみると州へ隸属する行政管域であつた。例えば、江南野史卷一〇・劉茂忠伝に「授袁州萍鄉制置使」とあり、輿地紀勝卷二四・広徳軍の条に所載の国朝会要に「五代南唐雖為広徳制置。而尚隸宣州」とある。しかし吉州永新制置使李元清が永新県の税物を中央の府庫へ直送したこと、制置使に皇帝の信頼厚い者が派遣されたこと等を考え併せると、制置使の県は管域として州に隸属していたが、実際は州に対するより中央との結びつきが強かつたと考えられる。即ち制置使の県は、中原王朝における軍と類似するものであつた<sup>(21)</sup>。五代末の後周朝の頃に至ると、軍は州とほとんど大差ない行政機関となつていた。南唐における軍は、建武軍（揚州天長県）・雄遠軍（昇州当塗県）・建武軍（撫州南城県）・江陰軍（常州江陰県）の四例を検出できる。輿地紀勝卷一八・太平州の条に所載の新安志の人物門に雄遠軍通判魏羽があげられている<sup>(22)</sup>。南唐では刺史と並んで通判が派遣されており、南唐を統合した北宋は南唐の通判の制度を踏襲した<sup>(23)</sup>。即ち南唐における軍は、州と同列の行政機関に非常に近かつた。一方制置使の県は、地方行政制度の上では州に統属す

呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

るものであつたが、実際には軍事のみならず行政・財政の面における中央との結びつきが強かつた。

以上のように、呉・南唐の制置使は、屯戍兵を統轄するとともに管域内の民政・財政等の県政全般をも掌握していた。特に南唐の制置使は、国境地帯の要衝に位置する一県のみを統轄し、皇帝の信頼厚い者が任用され、彼らの多くは刺史・節度使へと昇進した。呉・南唐では、兵力は中央へ集中した禁軍が中核であり、節度使や刺史は一州の長官として中央から派遣され、三年乃至はそれ以下の短期間で交替することが一般化していた<sup>24</sup>。しかも州長には、皇帝側近の文臣や禁軍將校の出身者が多く任用され、また通判が派遣されて州長とともに州政に當つた。このような大勢下で、州県制の原則にとらわれることなく、国防強化のため成立したのが制置使の県であつた。従つて制置使の県は、州県制の面で州に統属していたが、実際には中央と強く結びついていた。この制置使の県は、北宋時代に表(一)の如く州・軍や県に昇降・整理された。

## 二、宋代の軍使兼知軍事の県

宋代の州県制は、路一府・州・軍・監一県と区分され、統轄されていた。県の長官は県令又は知軍事であつた。宋会要輯稿(以下宋会要と略す)・職官四八・県令の条に所載の国朝会要及び兩朝国史志によると<sup>25</sup>、事務繁多にして枢要な県の長官には、科挙合格者を試験した選人の県令ではなく、京朝官・三班使臣・試銜幕職官等を知軍事として任用した。この知軍事は軍使によつて兼職される場合があつた。これを「軍使兼知軍事」或は「知軍事仍兼軍使」と称した(以下史料を除いて前者の表現を用いる)。軍使兼知軍事の事例は、表(二)、(三)のように北宋・南宋ともに十数例を抽出し得たにすぎず、未検出のものもあるかもしれない。しかも北宋の宣和四年(一一二二)の県数一、二三四に対して、総数において一多強にしかすぎず、皇帝別にみるとさらに低率となる。この比率の面において軍使兼知軍事は、宋代州県制の特殊事例といえよう。しかし特殊事例であるが故に宋代の地方行政の実態が集約的に発現していると考えられる。このような意味において軍使兼知軍事の実態と地方行政における位置づけを考察する。

## (1) 軍使兼知軍事について

唐代では屯戍兵団の軍の主將を軍使と稱し、この軍使の呼称は五代・北宋初にまで引継がれた。そして五代・北宋初の軍使は、地方行政機関化していた軍の行政長官となっていた<sup>26)</sup>。真宗の至道三年(九九七)に十五路の路分制が確立する頃、軍は既に下州格の地方行政区画となり、その長官は知軍事と稱した。宋代における軍使は、禁軍の殿前軍・侍衛親軍馬軍の一都の主將と郷兵の將校とであった。

宋の禁軍の編成は、指揮<sup>11</sup>營を基準とし、一指揮五百人を原則としていた<sup>27)</sup>。一指揮は五都に分かれ、一都は四団に分かれていた。指揮以上には、五指揮を合した軍と十軍を合した廂とがあった<sup>28)</sup>。一都の主將の軍使の下には、副兵馬使・十將・將虞候・承勾押官等がいた。宋の軍には禁軍・廂軍・郷兵(沿辺では蕃兵を含む)等の種類があり、戦闘部隊としては禁軍が中核となり、ついで郷兵が重視された。范文正公政府奏議下、「奏陝西河北畫一利害事」の条「河北五事」の第五条によると

河北州縣專選知州・知縣・縣令可以治兵者。教習義勇。并增置將校。

とあり、河北の義勇郷兵は州縣の長官によつて訓練されていた。この義勇兵には帰順の蕃兵も含まれていたと思われる。これら郷兵には指揮官の將校が配置されていた。即ち宋史卷一九一・兵志・郷兵の条の熙寧八年(一〇七五)五月の詔文に、沿辺三路の蕃兵組織をあげて

每十人置十將一。五十人置副兵馬使一。百人置軍使一。副兵馬使一。二百人置軍使一。副兵馬使三。四百人置軍使一。副兵馬使一。五百人又加指揮使一。副兵馬使一。過五百人。每百人加軍使一。副兵馬使一。

とあり、蕃兵の丁数に対する將校は、禁軍の編成と同様に指揮使・軍使・副兵馬使・十將等が任用された。即ち沿辺の軍使は百人以上四百人未滿の蕃兵を率いた主將であった。この軍使には京朝官や三班出身者が任用された。即ち宋會要・職官一四八・縣令・皇祐五年十二月の條に

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ。

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

夔州路転運使言。請升南州為懷化軍。并三溪入南川。以朝臣為軍使兼知南川。置主簿・尉各一員。從之。

とあり、麤糜州の南州を皇祐五年（一〇五三）に南川縣として懷化軍を置き、朝臣即ち京朝官を軍使に任じて知軍事を兼職させている。この南川縣は熙寧八年（一〇七五）に同下州の南平軍となった<sup>(9)</sup>。また輿地紀勝卷一八二・雲安軍の条には

國朝中興。分道置帥。以雲安為夔州屬邑。差京朝官為軍使。

とあり、京朝官が軍使として派遣されている。或は資治通鑑長編紀事本末卷七七・州縣廢復・熙寧九年四月巳酉の条に

復導江縣為永康軍。以武臣為軍使兼知軍事。仍屬彭州。

とあり、武臣を軍使に任じている。さらに歐陽文忠公集・奏議卷一七・河東奉使奏草・条列文武官材能劄子の条に、慶曆三年（一〇四三）頃の河東沿辺における才功ある文武官二十五人を列挙しているが、その中に岢嵐軍使米光漕・岢嵐軍五谷巡檢夏侯合・岢嵐軍嵐谷縣尉安吉等が挙げられている。同書・河東奉使奏草の「拳米光漕狀」、「再拳米光漕狀」及び「拳陸詢武劄子」等の条によると、岢嵐軍使米光漕は西頭供奉官即ち三班職の出身であり、軍使より并代州駐泊都監へ榮進した<sup>(10)</sup>。

軍使は使職であり、宋史卷一七一・職官志・武臣奉給の条によると、軍使の奉給は毎月五千から千五百錢であり、この外毎月粟と春冬服とを支給された。軍使に任用されたものは、岢嵐軍使米光漕の場合、西頭供奉官で従八品官であった。

京朝官の場合の具体例を見出しえないが、八品官程度の低品官が軍使に任用されたのではなからうか。咸淳毗陵志卷十・秩官・知県の条に、常州管下四県の知軍事就任者が列挙されており、その官品は大理寺丞・大理評事等の八・九品の京官であった。歐陽文忠公全集・居士集・墓誌銘の条や臨川先生文集卷五十二・外制の条等によると、沿辺三路・四川等の知軍事就任者は常州の場と同じ官品の京官である。即ち軍使兼知軍事に就任できた者は、八・九品官の京朝官・三班職出身者の知軍事と官品の点で同じであったと考えられる。

ところで宋史卷八九・地理志・永康軍の条によると

本彭州導江縣灌口鎮。唐置鎮靜軍。乾德四年。改為永安軍。以蜀州之青城及導江縣來隸。太平興國三年。改為永康軍。熙寧五年。廢為砦。九年。復即導江軍（會要是縣）治置永康軍使隸彭城（州の誤字？）。元祐初。復故。

とあり、輿地紀勝卷一五一・永康軍の条に

尋改為永康軍。以知軍兼渠堰事。又廢為濯口寨。復即導江渠置永康軍使。以軍使兼知軍事隸彭州。復專為永康軍。とある。永康軍の沿革を述べた兩者を比較すると、前者には「以軍使兼知軍事」の一節が欠落している。この一節が欠けたのは、「即渠治置永康軍使」という記述でこの一節を表現できたからであり、兩者は同一事実を示すものと考えて大過ないであろう。次に軍使兼知軍事の事例により、その特色を考察する。

## (2) 軍使兼知軍事の特色

北宋での軍使兼知軍事は、表(二)に掲げる諸例を挙げうる。軍使兼知軍事の渠の成立状況を逐一列挙することは煩瑣となるので、数例を示すにとどめる。宋史卷八五・地理志・淄州高苑渠の条によると

景德三年。以渠置宣化軍。熙寧三年。軍廢。為渠隸州。即渠治置軍使。

とあり、同書・密州膠西渠の条に

元祐三年。以板橋鎮為膠西渠。兼臨海軍使。

とあり、同書卷八六・地理志・安肅渠の条に

本易州遂城渠。太平興國六年。建為靜戎軍。(中略)。宣和七年。廢軍為安肅渠。知渠事仍兼軍使。尋依旧。

とあり、同書・開德府清豐渠の条に

慶曆四年。徙清豐渠治德清軍。即渠置軍使隸州。

とあり、同書・慈州の条にも

熙寧五年。廢州。以吉鄉隸陽州。即渠治置吉鄉軍使。(中略)。元祐元年。復吉鄉軍為慈州。

とあり、同書卷八九・地理志・石泉渠の条に

本綿州石泉渠。政和七年。建為軍。割蜀之永康・綿之龍安・神泉來隸。宣和三年。降為軍使。渠皆還旧隸。宣和七年。

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

表(二) 北宋の軍使兼知軍事

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																																			
宗			徽			哲宗	宗			神			英宗	仁			皇帝																																				
保定	永寧	安肅	石泉	永安	清平	臨海	威戎	永康	天威	吉鄉	清平	宣化	慶成	保順	懷化	德清	北平	通化	軍使名																																		
保定	博野	安肅	石泉	永安	終南	膠西	汶川	導江	井陘	吉鄉	章邱	高苑	寶鼎	無棣	南川	清豐	北平	通化	縣名																																		
莫州	祁州	保州	綿州	河南府	京兆府	密州	茂州	彭州	真定府	陽州	齊州	淄州	河中府	滄州	渝州	開德府	定州	威州	屬州府																																		
宣和七	宣和七	宣和七	宣和二	政和八	大觀元	元祐三	熙寧九	熙寧九	熙寧八	熙寧五	熙寧三	熙寧三	熙寧元	治平中	皇祐五	慶曆四	慶曆四	景祐四	成立年																																		
一一二五	一一二五	一一二五	一一二〇	一一一八	一一〇七	一〇八六	一〇七六	一〇七六	一〇七五	一〇七二	一〇七〇	一〇七〇	一〇六六	一〇六八	一〇五三	一〇四四	一〇四四	一〇三七	西曆																																		
B	B	B	B	A	A	C	B	B	B	C	C	C	A	C	B	C	B	B	区分																																		
宋史八六・地理志・保定軍			宋史八六・地理志・永寧軍			宋史八六・地理志・安肅軍			宋史八六・地理志・石泉軍			宋史八七・地理志・清平軍			宋史八七・地理志・密州			宋史八九・地理志・茂州			宋史八九・地理志・永寧軍			宋史八九・地理志・真定府			宋史八九・地理志・陽州			宋史八五・地理志・齊州			宋史八七・地理志・河中府			宋史八六・地理志・滄州			輿地紀勝一八〇・南平県			宋史八六・地理志・開德府			宋史八六・地理志・定州			宋史八六・方域七・威州			出典		

註 (1) 出典は、表記のもので代表させた。

(2) 表中の区分欄のA・B・Cは本文中の区分を示す。

復為軍額。

とある。ここにあげた諸例や表(二)によると次のような特色がある。第一に、仁宗朝(一〇二三―一〇六三)からみられ、神宗朝(一〇六八―一〇八五)に最も多い。神宗は王安石を重用して国政全般の大改革を断行し、州・県の間でも大整理を行なった。この時に当り軍使兼知軍事の県が繁出することは、国政の大勢が反映しているものに外ならない。第二に、軍使兼知軍事は一県のみを管域として統治した。第三に、地域

的に特殊なもの（A）、沿辺のもの（B）、次辺・内郡のもの（C）に大別できる。（A）のものは、河南府永安・河中府慶成・京兆府清平等の三軍使兼知軍事の県がある。これらの県には、陵廟の祭祀をおこない、衛陵のための禁兵が屯駐していた<sup>(31)</sup>。（B）は、安肅・保定・永寧（これら三軍使兼知軍事は北宋末北京を回復したとき成立した）・天威・北平等の北辺のもの、懷化・石泉・永康・威戎・通化等の西南辺のものがあり、これらは十例の過半数にも及んでいる。（C）には、大兵団の屯戎が不用になったことよって同下州の軍が廃止されて降格した宣化・清平二軍使<sup>(32)</sup>と、山東半島沿岸の海上交通の要衝に当った臨海軍使、黄河河口を抑えた保順軍使、滑州より大名府へ至る河北交通の要路に位置した徳清軍使、慈州を廃したとき州治の吉郷県に軍使を派遣して知軍事を兼職させたもの等がある。第四に、州・軍を廃して県へ降格するとき軍使兼知軍事の県が成立し、就中（B）の地域の廢軍や驍磨州を州県体制に組込むとき盛用された。第五に、軍使兼知軍事の県は、永康軍使の場合にみられたように州・軍へ再び升格する場合があった。第六に、軍使兼知軍事の県は他の県と同様に府・州に統属していた。即ち中央との直達・直下はなく、すべて府・州を経由した。以上の特色は、南宋においてもみられるところである。ただ南宋の場合、国境が江淮一帯まで南下したため、北宋時代の内郡に軍使兼知軍事の県が位置し

表(三) 南宋の軍使兼知軍事

	軍使名	県名	属府州	成立年	西曆	軍使兼知軍事以後の変化	出典
1	雲安	雲安	夔州	建炎三	一一二九		B一八九・雲安軍・C一八二・雲安軍。
2	公安	公安	江陵府	建炎三	一一二九	紹興六一 一一三六 県	A一六・江陵府。
3	高郵	高郵	揚州	紹興五	一一三五	紹興三一 一一六一 軍	A一六・淮南路。B一八八・高郵軍。
4	漣水	漣水	楚州	紹興五	一一三五		A一六・楚州。
5	龍陽	龍陽	常德府	紹興五	一一三五		A一六・常德府。
6	漢陽	漢陽	鄂州	紹興六	一一三六		A一六・鄂州。B一八八・漢陽軍。

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

15	14	13	12	11	10	9	8	7
壽昌	安豊	江陰	棗陽	茶陵	吉陽	萬安	昌化	程鄉
武昌	安豊	江陰	棗陽	茶陵	吉陽	萬安	昌化	程鄉
鄂州	壽春府	常州	隨州	衡州	瓊州	瓊州	瓊州	潮州
嘉定一五	紹興三二	紹興二七	紹興一二	紹興九	紹興六	紹興六	紹興六	紹興六
一一二二二	一一六二	一一五七	一一四二	一一三九	一一三六	一一三六	一一三六	一一三六
	乾道三	紹興三一	嘉定一二		紹興一三	紹興一三	紹興一三	
	一一六七	一一六一	一一一九		一一四三	一一四三	一一四三	
	軍	軍	軍		軍	軍	軍	
	A一六・壽春府。B一八八・壽春府。	B一八八・江陰軍。	A一五・隨州。C一八八・棗陽軍。	A一六・衡州。B一八八・茶陵軍。	B一九〇・吉陽軍。C一二七・吉陽軍。	B一九〇・萬安軍。C一二六・萬安軍。	B一九〇・南寧軍。C一二五・昌化軍。	A一七・梅州

註 (1) 出典の(A)は宋会要・方域、(B)は宋史・地理志、(C)は輿地紀勝を示す。

(2) A一五は宋会要・方域五を示す。B一八五は宋史卷八五・地理志を示す。C一〇五は輿地紀勝卷一〇五を示す。

たことを指摘し、その諸例を表(三)に列挙するにとどめる。次に南宋の史料も援用しつつ、宋代地方行政における軍使兼知軍事の県の位置づけを考察する。

### (3) 軍使兼知軍事の県と地方行政

軍使兼知軍事の県は、府・州に統属し、北辺や西南辺に多くみられた。沿辺地帯においては、辺防や異民族対策が政治的に最も重要なことであつた。このような地域では軍兵の屯駐が盛んであり、その行政は軍事と不可分であつた。然るに県令知軍事等の県官は治民の官であり、軍事権をその職掌としてもつものではなかつた。北宋における禁軍の地方屯戍には、路

の總管の隸下におかれた駐泊と府州の隸下にあつた屯駐、就糧のために地方へ派遣された就糧等の三種があつた。この禁軍の発兵権は樞密院が握り、指揮・統兵権は三衙の都指揮使に在り、教閲・訓練等は都監・監押等にそれぞれ分轄されていた。屯戍の禁軍は州城に屯戍するのが原則であつたが、辺防上、皇城にも屯戍した。また宋代において、軍政と民政とは分離することを原則としていたが、宋会要・職官四九・監押の条に所載の統国朝会要によると

其知県・監鎮。朝官即兼都監。京官即兼監押。畿県則云同簽書兵馬司公事。掌屯戍辺要訓練之政令。以肅所部。

とあり、宋史卷一六七・職官志・県令の条に

若京朝幕官。則為知県事。有戍兵。則兼兵馬都監或監押。

とあり、或は范文正公政府奏議下・「奏乞選差河北州県官員」の条に

知州・知県・県令人内揀選有材幹者。先差往河北填替。仍授以訓兵之要。其知州並別授宣命。專管勾義勇兵甲公事。知県並帶都監・監押。其県令中有願換班行充知県兼監押者。並聽。

とあるように、皇城に屯戍兵がいた場合や郷兵を訓練に当る場合、その県の知県事は都監・監押<sup>(3)</sup>を兼職していた。臨川先生文集卷四〇・奏狀・「拳渭州兵馬都監蓋伝等充边上任使狀」によると

臣伏覩。東頭供奉官權渭州兵馬都監兼在城巡檢蓋伝有智略。能訓治軍旅。

とあり、權渭州都監蓋伝が屯軍を訓治したことを見出しえ、また都監就任者の官品が三班職の八品官であり、軍使兼知県事の場合と同じであつたことを知りうる。宋会要・職官五七・俸録の条には知県兼都監・監押の俸給が記されており、同書・札六二・賚賜の条には二季の賜与絹が規定されている。俸録や賜与絹等が規定されたことは、知県事兼都監・監押が官職として定着していたことを意味する。この知県兼都監・監押と軍使兼知県事とは俊別されていた。宋史卷八九・地理志・威州の条に、仁宗の景祐四年（一〇三七）に軍使兼知県事となつた通化県について

宣和三年。省軍使為監押隸威州。

とあり、徽宗の宣和三年（一一二二）に軍使を省いて監押となし、知県兼監押として威州に隸屬したことによつて確めうる。

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知県事に及ぶ

このように両者が俊別されたのは、都監・監押と軍使との職掌の差異に求められよう。都監・監押が屯兵の教閲・訓練等の任務を遂行するには現地の行政と一体化することが要求され、それ故に知県兼都監・監押は官職として定着し、屯兵がいる県では普及していたものであろう。一方軍使は屯兵の指揮権をもつものである。表(二)の軍使兼知軍事の諸県は、諸陵の所在地・沿辺・交通の要衝等に当り、軍兵を率いて衛陵・治安維持・辺防等の任務に当らねばならない所であった。即ち緊急事態に対する迅速な軍事行動や常時における軍事行動を県単位で必要としたことが軍使兼知軍事の県を成立させたものと考えられる。

軍使兼知軍事の県は、沿辺地帯で州格の軍を県へ降格するとき多く成立した。宋代における同下州の軍は、沿辺地帯では一県前後の管域が多く、屯軍によって治安・辺防を遂行していた。一県程度の行政区画で州格の行政を遂行した軍は、しばしば置廢をくりかえした。州県の置廢で常に議論されたのは戸口の多少であった。州県の創置は、その地域の統治の徹底と税・役等の徵発とが主要な目的であり、税・役の徵発は戸口の多少と不可分であった。特に地域住民にとって、規定の役と税物輸納等に関する諸力役とは大きな負担であった。州は必要な役を統属する県に分担させており、従って一県程度で州格の軍においては、その住民に対する諸負担は過重となった。例えば、大中祥符四年(一〇一一)四月、太寧宮廟を祠祭するため州格となった慶成軍は、熙寧元年(一〇六八)五月に廢軍されて軍使兼知軍事の県となったが、その状況について資治通鑑長編紀事本末卷七七・州縣廢復・熙寧元年五月の条に引用する旧記に曰く

上謂輔臣曰。天下自五代分裂。擅挾一方。多置郡縣。以固疆圉。由是役繁民困。其議併省之。于是慶成軍。

とあり、五代以来州県の細分化(軍はその著例)により民が繁役に耐え得ない状態となり、この点に廢軍の理由があった。また建炎以来繫年要録卷一七六・紹興二十七年二月壬寅の条にも

廢江陰軍為縣隸常州。先是。直秘閣知臨安府主管浙西安撫司公事榮巖言。自建縣為軍。於朝廷初無所補。而以一縣之財。供一州之費。遂使遙役科率倍於他州。兼常州失此一縣之賦。兩皆受弊。故有是命。仍詔。存屯兵三百八十余人。以知縣兼軍使。

とあり、南宋において財政や役の負担が過重であったため江陰軍を県へ降格し、屯兵がいたため軍使兼知県事となつたことを知りうる。この軍使兼知県事は、屯軍の指揮はできたが、その行政力は県の長官としての権能であり、従つて治安維持や辺防等を州なみに期待できなかつた。即ち輿地紀勝卷八一・壽昌軍の条によると、軍使兼知県事の鄂州武昌縣を嘉定十五年（一二二二）に州格の軍に升格させる状況をのべた樞密院の照會文の一節に

（一二二二）に州格の軍に升格させる状況をのべた樞密院の照會文の一節に  
見今本県勅立兩軍專備防。守江西衝要隘口。窃慮。知縣權輕。難以彈壓。

とある。この行政力の点において軍使兼知県事の県は州格の軍へ再び升格したのであつた。

次に軍使兼知県事の県が成立する時代背景を考察する。即ち軍使兼知県事の県は、仁宗朝に初めて抽出できた。仁宗朝に至ると、外に契丹・西夏との関係が悪化し、内に王倫・張海等の大賊が相継ぎ、都市・鄉村を問わず治安が悪化してきた。宋の治安・警察体制は、県尉系と巡檢系とに大別されていた。県尉<sup>(34)</sup>はその配下に役として徵発した弓手を率いて県域の治安・警察を総領した。一方巡檢使は主として禁軍を率いて県域を越えた大賊や県尉の手にあまる大賊等の追捕に當つた。治安が悪化した仁宗朝以後、事あるごとに巡檢使を増置して禁軍を派遣した。しかし巡檢使下の禁兵は、短期の屯駐兵であり且つ山川地理に暗く、また増兵の急に迫られて多くの廂兵を編入したため素質が劣弱化していた。従つて防禦・追捕の意欲と能力とが劣り十分な効果をあげえなかつた。このような状況の中で鄉村自衛のため自治的に郷兵（民兵）が組織され、また鄉村の自警防犯組織である伍保法が生まれて姦惡不容という禦賊効果をあげていた。この伍保法を基盤として王安石の保甲法が成立した。特に開封府界及び沿辺三路の保丁は、巡檢・県尉司に上番して盜賊捕殺に従事し、保丁が上番しない路分では地域に精通した地域人を土兵として招置して警察体制に組込んだ<sup>(35)</sup>。以上のように兵制・治安体制の欠陥が表面化する時期に軍使兼知県事の県が出現してきた。即ち軍使兼知県事の県の出現と治安体制の再編成一県単位の治安強化とは密接な関連があつたと推察できるであろう。

宋代の地方行政は、現地の実態に立脚して行なわれ、必ずしも原則通りではなかつた。このことは特に沿辺地帯で顕著であつた。例えば州の長官の知州事には、科擧出身者を一定任期で派遣し、土着人の任用は避ける原則であつたが、河東路府

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

州の場合、土着大姓折氏の世襲を認めていた<sup>(36)</sup>。軍使兼知軍事の県は、府・州への統属、官員の定数<sup>(37)</sup>、税・役、行政権等において一般の県と大差なかったが、知軍事が軍使として屯軍を指揮できた点が一般の県や知軍事兼都監・監押の県と異なっていた。ただ知軍事兼都監・監押が一般化していたのに対して、軍使兼知軍事はまだ特殊なものであり、官職としての俸給も決定されていなかった。そして南宋の端平丙甲（一二三六）年に撰著された朝野類要卷二・軍使の条に

軍使在県之上・軍監之下。

とあるように、南宋に至って州格の軍・監と県との中間に位置する行政機関として、州県制の上での位置が確立していった。

## むすび

以上、南唐における制置使と宋代の軍使兼知軍事とについて論じてきたが、はしがきでふれたように、両者は類似のものとして対比されていた。ここでは両者の異同を要約する。

まず両者の類似点としては次の四点をあげうる。第一に、両者とも州に統属した。第二に、一県のみをもって成立した。第三に、軍兵の屯戍と不可分であった。第四に、県の長官は、軍使或は制置使の兼職によつて、治民の官であるとともに軍事権（特に指揮権）を有していた。両者にはこのような類似点があったが、南唐朝と宋朝との政治・社会に位置づけて各々考察すると、両者の類似点を全く同質のものとはできない。

南唐における制置使の県は、一県をもつて成立し、南唐の禁軍が屯戍して辺防に当たっていた。その県は州へ統属してはいしたが、それは名目的であり、実際は中央と強く直結していた。一方宋代の軍使兼知軍事の県は、治安維持と辺境防衛とにおいて、禁軍中心より民兵制へという軍制の変遷過程で、県の長官が県域内に屯戍する禁軍と郷兵との指揮を掌握した点で一般の県と異っていたが、行政上における統属や税・役或は行政権等の面においては、あくまでも州下の行政区画として一般の県と同じであった。ただ軍使兼知軍事の県と一般の県とは、同列の行政機関であったが、前者は後者より上位に格付け

られていた。このようにして南宋朝に至ると、前者は、同下州の軍監と後者との間に位置づけられた。また宋朝は軍政と民政とを分離する原則であったが、辺境・交通要衝等の末端行政区画の県において、両者の完全な分離は困難であった。ここに軍兵が屯戍する県でその訓練のため知県兼都監・監押が成立し、官職として定着した<sup>(38)</sup>。一方軍兵を動員・指揮して辺防・治安に当ることを緊急とした県では知県事の職を軍使が兼ねた。これが即ち軍使兼知県事であった。また軍使・都監・監押等を兼職したのは八品官程度の京朝官・三班使臣等であった。このような点に州・軍監を廃止した際、軍使兼知県事の県が頻繁に成立する要因があった。最後に軍使兼知県事の事例が宋代の県数よりみるとごく少数であった。ところが江陰軍の場合、建炎以来繫年要録卷一七六・紹興二十七年二月壬寅の条に「廢江陰軍為県隸常州。(中略)。仍詔。存屯兵三百八十人。以知県兼軍使」とあるものが、宋史卷八八・江陰軍の条には「紹興二十七年廢」とのみある。漢陽軍の場合、宋会要・方域六・鄂州漢陽縣・紹興六年八月十五日の条に「漢陽軍隸鄂州。知県兼軍使」とあるものが、宋史卷八八・漢陽軍の条には「紹興五年。又廢為県」とある。また高郵・興化二県を管域とした高郵軍の場合、輿地紀勝卷四三・高郵県に所載の図經に「中興以来。軍廢則以県兼軍使。軍復則為知県事」とある。以上の諸例を考慮すると、州格の軍を廢止した場合、また鸚鵡州を州県体制に組込む場合、明記がなくて軍使兼知県事であることが考えられ、その事例は倍増し、かなり普遍化していたとも推察できる。

### 註

#### (1) 婺源県志卷四・風俗の条に

婺源徽・饒間。山多田少。西南稍曠衍。東北則多依大山之麓。墾以為田。層累而上指。至十余級。不盈一畝。牛犢不得耨。其間刀耕火種。兼溪澗之潤。多不及受。而仰沢於天。每一歲梨田所入不足。供通邑十分之四。乃併力作於山。収麻藍粟麥。佐

とある。

#### (2) 徐公文集の「元帥書記高郎中」なる人物は、馬氏・

陸氏両南唐書によると高越に相当する。陸氏南唐書卷

所不給。而以其衫桐之入。易魚稻於饒。易諸貨於休。走饒則水路險峻。僅鼓一葉之舟。走休則陸路崎嶇。大費肩負之力。故生計難。

(九州大学文学部助手)

呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

六・高越伝によつて烈宗代の彼の官職歴をみると、高越の経歴は、水部員外郎↓祠部浙西營田判官↓蕪州司士參軍↓軍事判官↓広陵令↓判吏部↓侍御史↓知雜元帥府掌書記・起居郎・中書舍人となり、後主の代に御史中丞・政殿學士・左諫議大夫・兼戸部侍郎を歴任してゐる。

(3) この物語は次のような大要である。即ちある婺源軍人の後妻が、先妻の子をいつも虐待していたところ、先妻が地下よりよみがえつて、十日間後妻を叱責し、改悛させて、栢林の墓に帰つていったというものである。

(4) 馬氏南唐書卷一・昇元元年十有二月の条によると、州へ昇格したとき、その刺史は海陵制置使褚仁親が任命された。

(5) 太平寰宇記一三〇・泰州海陵県の条に、海陵倉は、「漢呉王濞之倉」とある。漢代の海陵倉は最大の物資収蓄の倉庫であつた。また馬氏南唐書卷一九・褚仁規伝によると、海陵制置使褚仁規は海陵塩監使でもあつた。海陵の地は魚塩竹葦の産地であり、天下十塩監の一とされた。陸氏南唐書・本紀第二・交泰元年三月壬辰の条によると、海陵塩監は毎歲贍軍塩三十万石を供給する財源地であつた。

(6) 太平寰宇記卷一〇六・筠州の条及び陸氏南唐書・本紀二・保大十年春正月の条等参照。

(7) 太平寰宇記卷一三〇・通州の条及び輿地紀勝卷四一・通州の条所載の通州志等参照。

(8) 嘉定鎮江志卷一七・丹陽県令の条に五代呂廷禎。南唐時。知丹陽鎮事兼点檢館駅迎送公事。

とある。西川正夫氏「呉・南唐兩王朝の國家權力の性格」(法制史研究第九卷)、日野開三郎氏「五代鎮將考」(東洋學報第二五卷第二号)等参照。

(9) 全唐文卷八八二・徐鉉・「送武進龔明府之官序」及び陸氏南唐書・本紀一・昇元六年閏正月の条等参照。

(10) 旧五代史卷一一六・顯德三年二月辛卯の条、同書卷一一八・顯德五年二月甲寅の条、陸氏南唐書・本紀二・交泰元年春正月の条、太平寰宇記卷一三〇・天長軍の条等参照。

(11) 太平寰宇記卷一〇三・広徳軍の条参照。なお宋史卷八八・地理志・広徳軍の条で、土貢は「茶芽」となつてゐる。

(12) 輿地紀勝卷二四・広徳軍・風俗形勢の条に所載の、「會南豊作広徳軍鼓樓記」によると

故鄣之墟。呉之西疆。境大壤沃。食貨富饒。人有

余力。

とある。

(13) 資治通鑑卷二九二・後周・顯德三年二月癸巳の条参照。

(14) 永樂大典卷二三〇七・統通鑑長編・開宝七年十一月

乙亥朔の条に

潭州兵入江南界。攻萍郷。為其制置使劉茂忠所敗

とある。

(15) 馬氏南唐書卷一九・褚仁規伝参照。

(16) 宋史卷二六一・陳承昭伝参照。

(17) 馬氏南唐書卷五・開宝七年九月の条及び同書卷二二

・劉茂忠伝参照。

(18) 馬氏南唐書卷二二・李元清伝及び陸氏南唐書・列伝

一一・李元清伝参照。

(19) 輿地紀勝卷四一・通州の条に所載の通州志参照。

(20) 馬氏南唐書卷一八・姚景伝参照。

(21) 拙稿「五代地方行政における軍について」(東方学

第四三輯)参照。

(22) 雄遠軍は、南唐が北宋に統合された開宝八年(九七

五)に平南軍と改名され、太平興國二年(九七七)に

升州した。従つて雄遠軍は南唐朝の名称である。

(23) 西川正夫氏「呉・南唐兩王朝の國家権力の性格」(法

呉・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

制史研究九)、草野靖氏「宋の通判と財政」(東洋史学第二三輯)参照。

(24) 註(23)の西川氏論文参照。

(25) 国朝会要には

諸軍事務要劇者。以京朝官及武臣幕職領。

とあり、河朝国史志には

令參用京官或試銜幕職及三班使臣。皆謂之知軍事。

又有軍使兼知軍事

とある。

(26) 註(21)の拙稿参照。

(27) 歐陽文忠公集・奏議卷一七・河東奉使奏草・「論宣

毅・萬勝等兵劄子」の条によると、河東路における駐

泊・就糧禁軍の兵員は次表のようであつた。また統資

糧	就	泊	駐		
宣毅	全体	萬勝	全体	指揮數	兵員
四四	一四九	二〇	六八	三二、〇〇〇余	一指揮の兵
二〇、二〇〇	六二、七〇〇	一一、一〇〇	〇〇〇余	四七〇	四五〇

治通鑑長編卷一六一・慶曆七年(一〇四七)十二月庚午の条の張方平の言によると、当時の陝西の禁軍は、八六〇余指揮約四〇余万人であつたので一指揮当り約

吳・南唐の制置使を論じて宋代の軍使兼知軍事に及ぶ

四六五人となる。

(28) 宋史卷一六六・職官志、日野開三郎氏「東洋中世史」第八章兵制(平凡社)、和田清氏編「支那官制発達史」第六章宋代(中央大学出版部)等参照。

(29) 宋史卷八九・地理志・夔州路重慶府及び南平軍の条参照。

(30) 宋代における三班職の武臣が、行政・軍事・警察等各方面の官職へ進出したことは、宋代の中央集権制や官僚制等を考察する上で専考すべき課題である。

(31) 宋会要・職官四八・県令・政和八年十月十六日の条  
宋会要・方域五・河中府の条、宋史卷八七・地理志・清平軍の条等参照。

また宋大詔令集卷一五九・建易州県・建永安県の条によると

永安鎮特建為県隸河南府同赤県。委本府与転運使割就近稅戸隸属。夏秋二稅止輸県倉。不得移撥。

常賦之外免其他役。

とあつて、景德四年(一〇〇七)正月、奉陵のために鎮を県へ升格させ、その兩税は県倉にすべて輸納させて常賦以外の諸役を免除している。さらに宋史卷一八七・兵志・大中祥符四年(一〇一一)の条に

宣示永安県。永安指揮兵八千余人。以奉諸陵。

とあり、永安県には廂軍より禁軍へ升格した永安指揮八千余人が屯戍し、衛陵の任に當つていた。宋会要・礼三七・諸陵の条参照。

(32) 続資治通鑑長編卷二一四・熙寧三年八月庚辰の条参照。

(33) 朱子語類卷一二八・本朝二・法制の条に  
都監乃是唐之監軍。不知何時転了。

とあり、都監を唐代の監軍と言つてゐる。

(34) 古今合璧事類備要卷八〇・県尉の条には  
元豊五年。詔。重立法地県尉並差使臣。元祐元年。  
蘇轍言。旧法県尉皆用選人。近歳並用武臣。自改  
法已来。未聞盜賊為之衰息。請復旧法。詔。除沿  
辺県尉依旧外。余並差選人。崇寧元年。詔。重法  
地県尉旧差武臣也。並依元豊法。

とあり、県尉職にまで三班職の武臣が就任してきてゐた。

(35) 曾我部静雄氏「宋代の役法」(宋代財政史所載・大安)、「宋代の巡檢・県尉と招安政策」(東北大学文学部研究年報十四)、池田誠氏「保甲法の成立とその展開」(東洋史研究第十二卷第六号)、中村治兵衛氏

「宋代の地方区画―管について―」（史淵第八九輯）、羽生健一氏「北宋の巡檢と保甲法」（史淵第九二輯）等参照。

(36) 拙稿「五代・北宋における府州折氏について」（史淵第一一〇輯）参照。

(37) 宋会要・方域五・甯陽軍・紹興十二年十月六日の条に「將甯陽知県兼充軍使。更不添置官属」とあり、同書・方域六・淮南路・紹興五年七月七日の条に「詔。

高郵県陞為軍額。祇以見任官吏・軍兵為額。更不增添」とあること等によつて軍使兼知県事の県の官員が一般の県と同じであつたことを知りうる。

(38) 咸淳陵志卷十・秩官・知県の条によると、宋歴代の知県就任者に軍使・都監等の兼職がみられないのは常川の諸県が辺境の県でなく、兼職を要しなかつたためであろう。次に淳熙三山志卷二四・秩官・県官の条によると、福州の巡属県である長溪・福清・古田等三県は、知県事兼監押の県である。左にその記事を示す。

○長溪県。知県事兼兵馬監押一員。咸平初。以使臣為兵馬監押兼知県事。慶曆後。用文臣以知県事兼兵符。

○福清県。知県事一員。（中略）。紹聖三年兼兵符。今不繫銜。申乞。依省部相度。福清知県。依蔡州新息県体例。於御内許令帶兵馬司公事。為兵馬監押。

○古田県。知県事兼兵馬監押一員。太平興國以後。率用武臣。景德四年兼兵符。天禧初。始授文吏。等とある。